

八幡浜市訪問型サービスA及び通所型サービスAの事業に係る 委託及び利用に関する要綱

〔平成29年1月16日〕
要綱第2号

改正 平成31年 3月29日要綱第17号
令和 3年 4月 1日要綱第33号
令和 6年 5月10日要綱第48号
令和 7年 3月21日要綱第37号
令和 8年 3月16日要綱第17号

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 訪問型サービスAの事業に係る委託（第4条－第7条）
- 第3章 通所型サービスAの事業に係る委託（第8条－第11条）
- 第4章 利用に係る手続等（第12条－第17条）
- 第5章 雑則（第18条－第22条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、八幡浜市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成27年要綱第24号）第5条第2号の規定により行う第一号事業（同条第1号ア及びイに係る部分に限る。）の委託に関し、同要綱及び八幡浜市訪問介護相当サービス及び通所介護相当サービス等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める要綱（平成27年要綱第25号。以下「基準要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（委託する事業等）

第2条 委託を行う事業の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 訪問型サービスA（訪問型サービスのうち、緩和した基準によるもの（平成18年6月9日老発0609001号厚生労働省老健局長通知の別紙「地域支援事業実施要綱」別記1の2（5）イに規定するサービス・活動Aに該当するものをいう。次号において「サービス・活動A」という。）をいい、要支援者、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の4第2号に該当する者（以下「事業対象者」という。）及び継続利

用要介護者（要介護認定を受けた日以前に基準緩和サービス（訪問型サービスA・通所型サービスA）のサービスを受けていた要支援者及び事業対象者のうち、要介護認定を受けた日以後も継続的にこれらの事業のサービスを受けるもの（市が必要と認める者に限る。）。以下この条において同じ。）に対して、要支援状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活を営むことができるよう支援すること等を目的として、家事援助等の自立支援のための生活支援サービスを提供する事業をいう。以下同じ。）

(2) 通所型サービスA（通所型サービスのうち、緩和した基準によるもの（サービス・活動A）をいい、要支援者、事業対象者及び継続利用要介護者に対して、心身の機能回復を図り、地域における自立した日常生活を営むことができるよう支援すること等を目的として、ミニデイサービス、運動・レクリエーション又は行事等を通じて必要な日常生活上の支援及び生活機能訓練を行う事業をいう。以下同じ。）

2 事業の実施にあたっては、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業者が、当該要支援者、事業対象者及び継続利用要介護者の意思を最大限に尊重するものとし、心身の状況及びその置かれている環境等をも勘案し、適切なケアマネジメントに基づき決定するものとする。

（委託の相手）

第3条 市長は、事業の実施にあたり、事業を円滑かつ適正に運営できると判断した市内に事業所を有する社会福祉法人、公益社団法人、民間事業者等（以下「受託事業者」という。）に委託できるものとする。

第2章 訪問型サービスAの事業に係る委託

（事業の内容）

第4条 訪問型サービスAの事業の内容は、次に掲げるもののうち適切なケアマネジメントに基づき必要と認められたものとする。

(1) サービス提供の準備及び実施記録に関すること

ア 健康のチェック

イ 環境の整備（換気、室温、日当たりの調整等）

ウ 相談の援助、情報の収集及び提供

エ サービス提供後の記録等

(2) 生活援助に関すること

- ア 対象者の生活範囲内（居室内、トイレ、卓上等）の清掃及び整理整頓
 - イ ごみ出し
 - ウ 洗濯（洗濯、物干し、取り入れ、収納等）
 - エ ベッドメイク
 - オ 日常的な衣類の整理
 - カ 一般的な調理及び配膳
 - キ 日常品の買物
 - ク 薬の受取り
 - ケ その他市長が認めるもの
- （利用回数等）

第5条 訪問型サービスAの事業の利用回数は、週1回、週2回又は週2回を超える程度とする。

2 前項に規定する1回の利用に係る時間は、概ね60分程度とする。

（利用者負担額）

第6条 訪問型サービスAの事業の利用に係る利用者負担額は、[基準要綱](#)第15条の5第2項に定める額（この条において「事業費」という。）の100分の10に相当する額とする。

2 前項の規定にかかわらず、一定以上の所得を有する要支援者、事業対象者又は継続利用要介護者が訪問型サービスAの事業を利用したときの利用者負担額は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第59条の2及び介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第29条の2の規定により、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 法第59条の2第1項の規定が適用される場合 事業費の額の100分の20に相当する額

(2) 法第59条の2第2項の規定が適用される場合 事業費の額の100分の30に相当する額

3 市が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、訪問型サービスAのサービスに必要な費用を負担することが困難であると認められた要支援者、事業対象者又は継続利用要介護者が訪問型サービスAの事業を利用したときにおいては、第1項中「100分の10」とあるのは「100分の10を上限として市が定めた割合」とし、前項第1号中「100分の20」と

あるのは「100分の20を上限として市が定めた割合」とし、同項第2号中「100分の30」とあるのは「100分の30を上限として市が定めた割合」とする。

(受託事業者の責務)

第7条 訪問型サービスAに係る受託事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この事業を円滑に実施するため、必要な従事者を配置すること。
- (2) 従事者に事業実施のための必要な研修を受講させること。
- (3) 必要に応じて、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、事業の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供の期間等を記載した計画を作成すること。
- (4) 従事者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うこと。
- (5) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めること。
- (6) 事故発生時の対応を含めた安全管理体制を整備すること。
- (7) 事業実施中に発生した事故等については、速やかに市に報告するとともに受託事業者が責任をもって対処すること。
- (8) 事業の趣旨に則った事業運営を行い、利用者が住み慣れた地域の中で、自助努力に基づき生活できるよう、最大限の支援をすること。
- (9) 地域包括支援センター、居宅介護支援事業者又はその担当職員に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益の供与を行わないこと。
- (10) サービスの提供を求められたときは、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定等の有無及び有効期間並びに要支援者、事業対象者又は継続利用要介護者であるか否かを確認すること。
- (11) 従業者に、その同居の家族である利用者に対してサービスの提供をさせないこと。

第3章 通所型サービスAの事業に係る委託

(事業の内容)

第8条 通所型サービスAの事業の内容は、次に掲げるもののうち適切なケアマネジメントに基づき必要と認められたものとする。

- (1) 健康及び体調のチェック

- (2) 体操、レクリエーション等介護予防に資する活動
- (3) 日常生活上の世話（入浴、排せつ、食事等の介助を除く。）
- (4) 送迎

（利用回数等）

第9条 通所型サービスAの事業の利用回数は、1週あたり1回程度とする。

2 前項に規定する1回の利用に係る時間は、概ね3時間以上とする。

（利用者負担額）

第10条 通所型サービスAの事業の利用に係る利用者負担額は、[基準要綱](#)第21条の6第2項に定める額の100分の10に相当する額とする。

2 第6条第2項及び第3項の規定は、通所型サービスAの事業の利用に係る利用者負担額について準用する。

（受託事業者の責務）

第11条 通所型サービスAに係る受託事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この事業を円滑に実施するため、必要な従事者を配置すること。
- (2) 必要に応じて、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、事業の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供の期間等を記載した計画を作成すること。
- (3) 事業を実施するために必要なスペースを確保すること。
- (4) 従事者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行なうこと。
- (5) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めること。
- (6) 事故発生時の対応を含めた安全管理体制を整備すること。
- (7) 事業実施中に発生した事故等については、速やかに市に報告するとともに受託事業者が責任をもって対処すること。
- (8) 事業の趣旨に則って事業運営を行い、利用者が住み慣れた地域の中で、自助努力に基づき生活できるよう、最大限の支援を行うこと。
- (9) 地域包括支援センター、居宅介護支援事業者又はその担当職員に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益の供与を行わないこと。

- (10) サービスの提供を求められたときは、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定等の有無及び有効期間並びに要支援者、事業対象者又は継続利用要介護者であるか否かを確認すること。

第4章 利用に係る手続等

(申請)

第12条 訪問型サービスA又は通所型サービスAの利用をしようとする者（継続利用要介護者が継続利用を希望する場合を含む。）（以下「申請者」という。）は、八幡浜市【訪問型／通所型】サービスA事業利用登録申請書（様式第1号）により、市長に申請するものとする。

(決定等)

第13条 市長は、前条の規定により申請があったときは、速やかに調査を実施し、登録の可否について決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定により登録を決定したときは、八幡浜市【訪問型／通所型】サービスA事業利用登録決定通知書（様式第2号）により、登録資格がないと認めるときは、八幡浜市【訪問型／通所型】サービスA事業利用登録却下通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(届出)

第14条 訪問型サービスA又は通所型サービスAを利用する者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項に変更があったときは、速やかに八幡浜市【訪問型／通所型】サービスA事業利用者登録事項異動届（様式第4号）により市長に届け出なければならない。

- (1) 住所その他申請事項に変更があったとき。
- (2) 訪問型サービスA又は通所型サービスAの事業の対象者に該当しなくなったとき。

(取消)

第15条 市長は、利用者が次に該当するときは、登録を取り消すことができるものとする。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により登録決定を受けたことが判明したとき。
- (2) 前条に規定する届出を怠ったことが判明したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

(利用者の責務)

第16条 訪問型サービスAを利用する者(この条において「利用者」という。)は、その事業の目的に沿った利用に努めるとともに、従業者の業務の遂行に協力しなければならない。

2 市長は、利用者が前項の規定に違反しているとき認められるときは、利用者に対して必要な是正措置を講じるよう求めることができる。

3 市長は、前項に規定する是正措置が講じられないときは、当該利用者に対する従事者の訪問を停止することができる。

第17条 通所型サービスAを利用する者(次項において「利用者」という。)

は、予め決定された利用日に利用できないときは、速やかに当該受託事業者に連絡しなければならない。

2 利用者は、設定した目標を達成するために最大限の自助努力を行わなければならない。

第5章 雑則

(個人情報の保護)

第18条 受託事業者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委託の期間が終了し、又は委託を解除した後も同様とする。

(再委託の禁止)

第19条 受託事業者は、当該受託した事業を第三者に再委託することはできない。ただし、第8条第4号に規定する送迎に係る事業については、この限りでない。

(委託の解消)

第20条 市長は、受託事業者がこの要綱の規定に反したとき又は受託事業者として適当でないと認めるときは、委託を解消することができる。

(関係との連携)

第21条 市長、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者及び受託事業者は、互いに連携し、事業の効果的な実施を図るとともに、必要に応じて、かかりつけ医等の医療機関その他関係機関と連携を図るものとする。

(委任)

第22条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行日前の準備行為)

- 2 この要綱の規定は、施行の日以後における訪問型サービスA及び通所型サービスAの事業に係る委託の実施に関し必要な行為に限り、この要綱の施行前においても、これらの規定の例により行うことができる。

附 則 (平成31年3月29日要綱第17号)

この要綱は、公布の日から施行し、この要綱による改正後の八幡浜市訪問型サービスA及び通所型サービスAの事業に係る委託及び利用に関する要綱(以下「新要綱」という。)第6条第3項(第10条第2項により準用する場合を含む。)の規定は平成30年7月1日から、新要綱第6条第2項(第10条第2項により準用する場合を含む。)の規定は同年8月1日から適用する。

附 則 (令和3年4月1日要綱第33号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和6年5月10日要綱第48号)

この要綱は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則 (令和7年3月21日要綱第37号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和8年3月16日要綱第17号)

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号（第12条関係）

（表）

八幡浜市【 訪問型／通所型 】サービスA事業利用登録申請書

年 月 日

八幡浜市長 様

住 所

申請者 氏 名

電話番号

八幡浜市【 訪問型／通所型 】サービスAを利用したいので、次のとおり申請します。

利 用 者	住 所	八幡浜市		
	氏 名		性別	() ※記入は任意です。
	生年月日	年 月 日 (歳)		
希望する内容 (訪問型の場合 に記入)				
医療機関 (通所型の場合 に記入)	医療機関名			
	住 所	電話 ()	-	
緊急連絡先	氏 名			
	住 所	電話 ()	-	
備 考				
担当者確認欄 (※)	認定区分	事業対象者 要支援1 要支援2 継続利用要介護者	負担割合	1割・2割・3割

※ 担当者確認欄には、記入しないでください。

添付書類

- (1) 利用者基本情報他、利用者の基本的な情報が確認できるもの
- (2) 介護予防ケアプラン又はそれに類するもの（要支援1・2認定者、事業対象者）
居宅サービス計画書又はそれに類するもの（継続利用要介護者）

(裏)

八幡浜市【 訪問型／通所型 】サービスA事業について、事業にかかる説明を受け、内容について納得した上で、事業を利用することに同意します。

年 月 日

申請者 _____

様式第2号（第13条関係）

八幡浜市【 訪問型／通所型 】サービスA事業利用登録決定通知書

年 月 日

様

八幡浜市長

年 月 日付けで申請のあった八幡浜市【 訪問型／通所型 】サービスA事業の利用については、次のとおり決定したので通知します。

利用者	氏名		
	住所	八幡浜市	
	生年月日	年 月 日	
決定事項	対象サービス	<input type="checkbox"/> 訪問型サービスA	<input type="checkbox"/> 通所型サービスA
	利用開始年月日	年 月 日から	年 月 日から
	利用回数	介護予防ケアプラン等に記載された利用回数 (1週あたり)	1週あたり1回程度
	利用時間	介護予防ケアプラン等に記載された利用時間 (1週あたり)	
	サービスの内容	介護予防ケアプラン等に記載された内容	介護予防ケアプラン等に記載された内容
	費用負担割合	利用費用の 1割・2割・3割	利用費用の 1割・2割・3割 (実費負担分を除く)
備考			

様式第3号（第13条関係）

八幡浜市【 訪問型／通所型 】サービスA事業利用登録却下通知書

年 月 日

様

八幡浜市長

年 月 日付けで申請のあった八幡浜市【 訪問型／通所型 】サービスA事業の利用については、次のとおり決定したので通知します。

却下の理由

様式第4号（第14条関係）

八幡浜市【 訪問型／通所型 】サービスA事業利用者登録事項異動届

年 月 日

八幡浜市長 様

住 所
申請者 氏 名
電話番号

八幡浜市【 訪問型／通所型 】サービスA事業の利用者登録事項について、下記のとおり異動が生じたので、届出をします。

利用者	氏 名	
	住 所	八幡浜市
	生 年 月 日	年 月 日
異 動 年 月 日		年 月 日
異 動 事 項	住 所 変 更	(旧)
		(新)
	そ の 他	(旧)
		(新)
対象者に該当しなくなった場合、その理由		